

內閣府 提出個票

国会・政府事故調報告書提言のフォローアップ（個票）

担当府省	内閣府原子力被災者生活支援チーム										
提言該当箇所	国会事故調提言 3 3)										
提言内容	○政府は、除染場所の選別基準と作業スケジュールを示し、住民が帰宅あるいは移転、補償を自分で判断し選択できるように、必要な政策を実施する。										
対応状況 (12月現在)	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い設定した警戒区域及び避難指示区域（計画的避難区域を含む）について、「ステップ2の完了を受けた警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方及び今後の検討課題について」（平成23年12月26日 原子力災害対策本部決定）に基づき、警戒区域及び避難指示区域の見直しを実施。</p> <p>○これまでの避難指示区域（①東京電力福島第一原子力発電所から半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域）について、県、市町村など関係者との協議を踏まえ、線量に応じた3つの区域に再編*。</p> <p>※避難指示解除準備区域：年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域。</p> <p>居住制限区域：現時点からの年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、引き続き避難を継続することを求める地域。</p> <p>帰還困難区域：5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれのある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域。</p> <p>[区域見直しを実施した市町村]</p> <table style="margin-left: 40px;"> <tr> <td>平成24年4月 1日</td> <td>川内村、田村市</td> </tr> <tr> <td>4月16日</td> <td>南相馬市</td> </tr> <tr> <td>7月17日</td> <td>飯舘村</td> </tr> <tr> <td>8月10日</td> <td>楢葉町</td> </tr> <tr> <td>12月10日</td> <td>大熊町</td> </tr> </table>	平成24年4月 1日	川内村、田村市	4月16日	南相馬市	7月17日	飯舘村	8月10日	楢葉町	12月10日	大熊町
平成24年4月 1日	川内村、田村市										
4月16日	南相馬市										
7月17日	飯舘村										
8月10日	楢葉町										
12月10日	大熊町										
今後の対応・検討方針	<p><法令・制度・計画等の策定></p> <p>○現在、6市町村において区域見直しを実施したところであり、残り5町村について区域見直しに向けた調整を行っている。</p>										

避難指示区域の見直しに関する基本的考え方 (原子力災害対策本部決定 平成23年12月26日)

○ステップ2完了により原子力発電所の安全性が確認されたことを受け、警戒区域及び避難指示区域の見直しに関する基本的考え方を提示し、関係市町村と区域見直しに関する協議を実施。

1. 警戒区域について

- ◆ インフラの安全確認や防災・防犯対策などの準備が整った段階で、県、市町村など関係者との協議を踏まえ、警戒区域を解除。

※警戒区域: 福島第一原発から半径20km圏内であって立入りが禁止されている区域(罰則規定あり)。
なお、警戒区域解除後も避難指示が継続されるため、これをもって直ちに住民が帰還できるものではない。

2. 避難指示区域の見直しについて

- ◆ これまでの避難指示区域(①発電所半径20kmの区域及び②半径20km以遠の計画的避難区域)について、県、市町村など関係者との協議を踏まえ、線量に応じた3つの区域に再編。

(1) 避難指示解除準備区域 (年間20ミリシーベルト以下の区域)

- 除染、インフラ復旧、雇用対策など復旧・復興のための支援策を迅速に実施し、住民の一日でも早い帰還に向けた環境整備を進める。

(2) 居住制限区域 (年間20ミリシーベルト超の区域)

- 将来的に住民が帰還し、コミュニティを再建できる環境を整備するため、除染やインフラ復旧などを計画的に実施する。

(3) 帰還困難区域 (5年間を経過してもなお、20ミリシーベルトを下回らないおそれのある区域(現時点で50ミリシーベルト超))

- 避難の徹底を求める一方、可能な限り住民の意向に配慮した形で一時立入りを実施する。

3. 避難指示の解除について

- ◆ 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必至なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。

警戒区域と避難指示区域の概念図及び人口 (平成24年12月12日現在)

[避難指示区域内人口(事故当時):計 約86,000人]

